同意再生

平成２３年（再）第１号
新潟市中央区弁天橋通１丁目21番18号
再生債務者　藤島　　基
1　主文　本件について同意再生の決定をする。
2　理由の要旨　すべての届出再生債権者が、書面により、以下の再生計画について同意し、かつ、民事再生法に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことに同意した。
3　再生計画案
⑴　再生債権
再生債権者総数　４名
届出再生債権総額　２億7921万3844円
（内訳）
元本　２億6221万4187円
利息・遅延損害金　4005万4946円
⑵　一般条項
ア　権利の変更
㋐　全再生債権につき、再生計画認可決定が確定したときに、元本及び開始決定日の前日までの利息・遅延損害金の85.09161179パーセントに相当する金額の免除を受ける。
㋑　開始決定日以後の利息・遅延損害金については、再生計画認可決定が確定したときに全額免除を受ける。
イ　弁済方法
全再生債権について、元本及び開始決定日前日までの利息・遅延損害金の14.90838821パーセントを次のとおり分割して弁済する。
第１回　再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月末日までに、943万9657円（内訳　新潟県信用保証協会に対し、888万8941円、株式会社シーエフ債権回収に対し、55万1310円）
第２回以降　毎年12月末日限り84万円（内訳　新潟県信用保証協会に対し、79万941円、株式会社シーエフ債権回収に対し、４万9059円）（９回）
ウ　弁済に関するその他の事項
再生計画における弁済は、再生債権者が指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、再生債務者の負担とする。
⑶　共益債権及び一般優先債権の弁済
現在未払共益債権及び一般優先債権はない。今後発生する共益債権及び一般優先債権については、随時支払う。
平成23年９月13日　　新潟地方裁判所民事部

決議に付する決定

平成２３年（再）第６号
宮崎県宮崎市高千穂通１丁目８番28号
再生債務者　高口　昌三
1　決議に付する計画案　平成23年８月19日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成23年11月７日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年10月24日
4　議決権者確定の基準日　平成23年10月20日
平成23年９月15日　　宮崎地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
兵庫県尼崎市西高洲町16番地の22
再生債務者　株式会社天城建材センター
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年９月15日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生手続終結

平成１９年（再）第２号
三重県名張市黒田1414番地の２
再生債務者　株式会社フクタ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年９月16日　　津地方裁判所伊賀支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２４２号
愛知県清須市土田郷前55番地５
再生債務者　助友　利行
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月６日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月13日から平成23年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第５３号
栃木県鹿沼市白桑田531番地60
再生債務者　山本　春男
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後０時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月21日から平成23年10月31日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再イ）第１６３号
埼玉県鳩ヶ谷市大字里936番地の１　シャルマンコーポ鳩ヶ谷410号
再生債務者　假谷　英彦
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月21日から平成23年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１６４号
埼玉県鳩ヶ谷市大字里936番地の１　シャルマンコーポ鳩ヶ谷410号
再生債務者　假谷　美樹
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月21日から平成23年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２０７号
千葉県船橋市豊富町649番地233
再生債務者　清水　良人
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月21日から平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第２１号
千葉県袖ケ浦市神納4135番地264
再生債務者　大澗　昭夫
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月21日から平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（再イ）第２２号
千葉県袖ケ浦市神納4135番地264
再生債務者　大澗　三千
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月21日から平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（再イ）第１４０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字堀ノ内78
再生債務者　陶山　利秋
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月14日から平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１５６号
名古屋市守山区幸心２丁目1346番地　幸心東住宅２棟301号
再生債務者　平島　　朗
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月14日から平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第６６号
愛知県刈谷市相生町２丁目２番地　マンションハルカ501号
再生債務者　木澤　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年10月14日から平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部